



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県法規集掲載事項）

- 告示
1370 公印の新調 (総務学事課)
- 訓令
*40 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務学事課)


和歌山県告示第1370号

次の公印を新調したので、和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）第6条の規定により、告示する。

平成18年11月17日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計

告 示

公印の種類	寸法 (方ミリメートル)	用 途	管守責任者	使用年月日	印 影
知事職務代理者副知事印	15	一般文書用	総務学事課長	平成18年11月17日	

訓 令

和歌山県訓令第40号

庁中一般
各地方機関
和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年11月17日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 小佐田 昌 計
和歌山県公印規程の一部を改正する訓令
和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。
別表知事職務代理者副知事印の項を次のように改める。

知事職務代理者副知事印	"	27・15	総務学事課
	"	27	各振興局長 東牟婁振興局申本建設部長

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。